

入港料一元化及びインセンティブ 実施マニュアル

令和8年4月
東京都港湾局

減免項目

1. 京浜三港(東京港・川崎港・横浜港)の実質一港化

項目	内容	ページ
(1)入港料一元化 (平成21年4月1日からの恒久措置)	京浜三港を連続して複数寄港するコンテナ船について、徴収する入港料が実質1港分となるよう、京浜三港において減免する。	P2
(2)はしけの入港料 (平成20年11月1日からの恒久措置)	京浜三港及び千葉港の間でコンテナ貨物を輸送するはしけ及び押し船で、共に一体となる構造及び機能を有している船舶(以下「コンテナ輸送はしけ」という。)について、入港料を免除する。	P3

2. 国際競争力強化インセンティブ 令和6年4月1日から3年間

(1)ボリュームインセンティブ	入港料の上限額を5万総トン相当額とし、これを上回る入港料を免除する。	P3
(2)新規航路開設インセンティブ	船会社が外航コンテナ船に係る新規航路を開設した場合に、当該新規航路に係る初回の入港料を免除する。	P4
(3)フィーダー輸送インセンティブ	登録された内航(国際)フィーダー船の入港料を免除する。	P6
(4)はしけインセンティブ	コンテナ輸送はしけが、都があらかじめ指定する係留施設を一時的な待機目的で使用した場合に係留施設使用料を75%減額する。	P7

3. 環境インセンティブ (1)令和8年4月1日から1年間、(2)、(3)令和8年4月1日から5年間

(1)グリーンシップインセンティブ	WPSP(World Port Sustainability Program)が認証した船舶のESI(Environmental Ship Index)値に応じて、入港料を減額する。	P8
(2)LNGインセンティブ	LNG燃料船及びLNGバンカリング船の入港料を免除する。	P9
(3)水素インセンティブ	水素燃料船及び水素燃料電池船の入港料を免除する。	P9

特記事項・様式等

特記事項(適用できる減免項目が重複した場合の取扱い、罰則、その他)	P10
東京港におけるNACCSからの入港料減免申請の受付について	P12
減免申請書類様式	P14
問合せ先	P20

入港料一元化

京浜三港を連続して複数寄港するコンテナ船について、徴収する入港料が実質1港分となるよう、京浜三港において減免する。

1. 減免の対象

京浜三港を連続して複数寄港するコンテナ船（内・外航、セミコンテナ船を含む）で、東京港に入港する船舶。

2. 減免率

2港寄りの場合1/2を減免、3港寄りの場合2/3を減免する。

また、京浜三港を連続して複数寄港した後に、引き続き、東京港に入港する船舶については、当該再入港にかかる入港料を免除する。

（再入港にかかる入港料全額免除の事例）

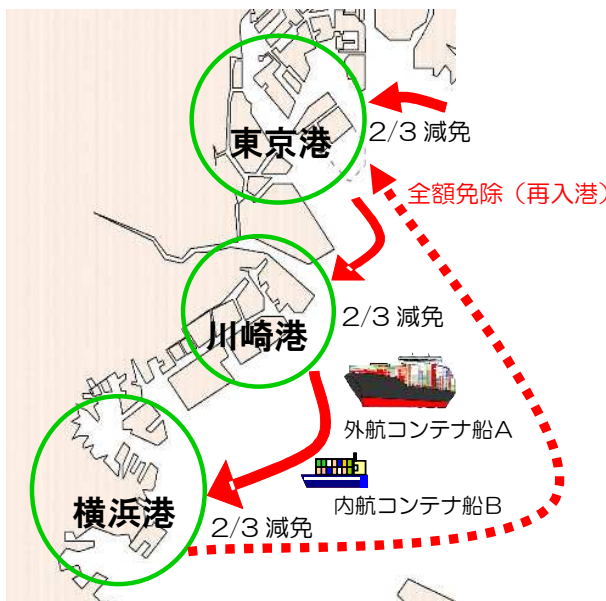
東京港→横浜港→東京港・・・・・・・・東京港への再入港について、入港料を全額免除

東京港→横浜港→千葉港→東京港・・・京浜三港を連続寄港した後の引き続いての東京港への再入港ではないため、免除対象外。

3. 提出書類等

- ①提出書類 入港料減免申請書
- ②提出期限 京浜三港内を寄港後で、かつ、東京港入港から原則として5開庁日以内
なお、減免申請書は船舶ごとに作成する。
- ③申請者 船社又は代理店（入港の届出書類と同一の申請者であること。）
- ④留意事項 入港届における「前港・次港」情報は、本減免にあたって重要な情報となりますので、正確に記載してください。

■事例



（例1）定期外航船A

- ・東京港→川崎港→横浜港と寄港
- ・総トン数 10,000 総トン

<入港料>

減免前 2.7円×10,000 総トン=27,000円
 減免額 27,000円×2/3=18,000円
 支払額 27,000円-18,000円=9,000円

（例2）内航コンテナ船B

- ・東京港→川崎港→横浜港と寄港
- ・総トン数 749 総トン

<入港料>

減免前 1.35円×749 総トン=1,011円
 減免額 1,011円×2/3=674円
 支払額 1,011円-674円=337円

はしけの入港料

コンテナ輸送はしけについて、入港料を免除する。

1. 提出書類等

- ①提出書類 入港料減免申請書
- ②提出期限 入港の都度、原則として5開庁日以内
- ③申請者 船社又は代理店

ボリュームインセンティブ

入港料の上限額を5万総トン相当額(13万5,000円)とし、これを上回る入港料を免除する。

1. 減免の対象

大井コンテナふ頭、青海コンテナふ頭、中防外側コンテナふ頭を利用する外航コンテナ船

2. 提出書類等

(1) 通常申請の場合

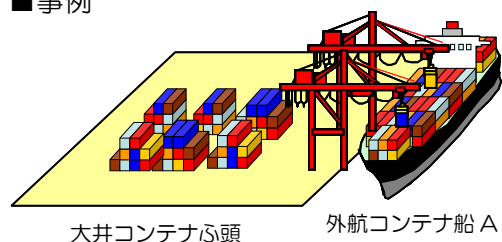
- ①提出書類 入港料減免申請書
- ②提出期限 入港の都度、原則として5開庁日以内
- ③申請者 船社又は代理店(入港の届出書類と同一の申請者であること。)

(2) 一括減免申請を希望する場合

運航スケジュール等により定期的かつ継続的に本インセンティブの対象となる船舶については、一括の減免申請を行うことができるものとする。なお、対象船舶にかかる入港料減免申請書は、当該船舶の初回の入港時のみ提出することとする。

- ①提出書類 ア) 入港料減免申請書
イ) ボリュームインセンティブに係る届出書(参考様式1)
- ②提出期限 ア) 入港料減免申請書は、原則として当該船舶の最初の入港後、5開庁日以内
イ) ボリュームインセンティブに係る届出書(参考様式1)は、原則として当該船舶の入港前
※ 本届出は、毎年度更新するものとする。
- ③申請者 船社又は代理店(入港の届出書類と同一の申請者であること。)

■事例



(例) 外航コンテナ船 A
・総トン数 60,000 トン

<入港料>

減免前 2.7円×60,000 総トン=162,000円
支払額 上限額 135,000円が適用
減免額 162,000円-135,000円=27,000円

新規航路開設インセンティブ

船会社が外航コンテナ船に係る新規航路を開設した場合に、当該新規航路に係る初回の入港料を免除する。

1. 減免の対象

外貿ふ頭（大井コンテナふ頭、青海コンテナふ頭、品川コンテナふ頭、中防外側コンテナふ頭）を利用する外航コンテナ船で、運航が開始された新規航路に投入された船舶のうち、最初の一巡目に東京港に入港した船舶

2. 提出書類等

（1）事前申請

- ①提出書類 ア) 新規航路の概要（参考様式2）
 イ) 当該航路が新規航路であることの証明書類
 ※（一社）東京港運協会の新規航路開設に係る事前協議の地区確認書、（一社）日本港運協会からの回答書の写し、又は下記「新規航路」に該当することを証明し得る書類のいずれかとする。
- ②提出期限 原則として、新規航路に係る第一船が入港する3週間前まで
- ③申請者 船社又は代理店
- ④申請手続 ア) 当該減免を受けたい船社又は代理店は、提出期限までに「新規航路の概要（参考様式2）」に証明書類を添えて、窓口である東京港管理事務所に事前申請を行う。
 イ) 東京港管理事務所から当該制度の適用の可否について申請者に通知する。

（2）減免申請

- ①提出書類 入港料減免申請書（証明書類の添付は不要）
- ②提出期限 入港の都度、原則として5開庁日以内
- ③申請者 船社又は代理店（入港の届出書類と同一の申請者であること）

（3）留意事項

- ①「新規航路」とは、原則として以下の場合をいう
 - ・新たな定期航路が開設された場合
 - ・1年以上休止していた定期航路が復活した場合
 - ・既存航路の改編により投入隻数が増加した場合（増加隻数分のみ対象）
ただし、海外港湾の混雑等による外的な要因を除く
 - ・新たな船会社が協調配船する船会社として新規に加わった場合（新規隻数分のみ対象）
- ②申請時点で新規航路であることの証明書類が整っていない場合は、事前協議の申請書（写）を添付して事前申請を行い、証明書類が整い次第提出を行うこと。
- ③証明書類が整っていても、当局において既存航路の軽微な変更と判断し、インセンティブの適用対象外となることがある。また、事前協議が新規航路開設ではないが、本インセンティブの適用可能性がある場合には、事前に相談すること。
- ④提出期限までに関係書類の提出がなかった場合には、本インセンティブの適用対象外となるので、特段の事情により書類提出が遅れる場合には、必ず事前に東京港管理事務所まで相談すること。
- ⑤申請内容に変更が生じた場合には、その都度変更申請を行うものとする。変更申請のない船舶が入港した場合は、原則として減免の適用外とする。

3. 「新規航路」の判断事例

原則として、東京港に新たに寄港する等の新規航路開設、寄港国が増加する等の航路改編についてインセンティブ適用対象とする。

(1) 新たな定期航路の開設

- 横浜港に寄港していた航路が、新たに東京港にも寄港するようになった場合→○
- 既存航路を残したまま、新たに類似航路を開設した場合→○
例) 航路「上海—名古屋—横浜—東京—上海」を残したまま、新たに航路「上海—東京—上海」を開設
- 新たな船会社（社名変更、合併等同一性が認められる場合は除く。）が設置した航路→○

(2) 既存航路の改編

- 東京港への寄港数が増加→○
例) 東京港への寄港数が週1便から週2便に増加した場合→○
- 既存航路の廃止を伴うが、寄港地が国又はエリア単位で増加した場合→○
例えば、これまで中国航路だったものが、寄港地の増によりアジア航路になった場合は対象。
例) 「東京—横浜—香港—東京」⇒「東京—横浜—香港—レムチャバン—東京」→○
- 既存航路の廃止を伴う、類似航路の開設の場合→×
例えば、同一国内での寄港地増減や、航路内の寄港地（国）減など、同一航路の寄港地変更と認められる場合は対象外。
例) 「上海—名古屋—横浜—東京—上海」⇒「上海—東京—上海」→×
（中国航路において、日本国内の寄港地が減ただけであるため対象外）
例) 「大連—大阪—横浜—東京—煙台」⇒「新港—大連—横浜—東京—煙台」→×
（中国航路における中国内及び日本内での寄港地の増減であり対象外）
例) 「東京—横浜—香港—レムチャバン—東京」⇒「東京—横浜—レムチャバン—東京」→×
（アジア航路内における途中寄港国が減なので、航路改編として対象外）

フィーダー輸送インセンティブ

登録された内航（国際）フィーダー船の入港料を免除する。

1. 減免の対象

大井・青海・品川・中防外側・その他のふ頭を利用する登録された内航フィーダー船のうち、東京港でコンテナ荷役を行う為に入港するもの。（最終的に東京港で荷役を行うが、時間調整等の為に、一時的（概ね一日程度）に他のふ頭に入港する場合も含む）

2. 提出書類等

(1) 登録申請

- ①提出書類 フィーダー輸送インセンティブ登録申請願（参考様式3）
- ②提出期限 原則として、当該船舶が初めて入港する3週間前まで
- ③申請者 船社又は代理店
- ④申請手続 ア) 減免を受けたい船社又は代理店は、上記期限までに「フィーダー輸送インセンティブ登録申請願（参考様式3）」を窓口である東京港管理事務所に提出し、登録を申請
イ) 東京港管理事務所から当該フィーダー船の登録について、申請者に通知

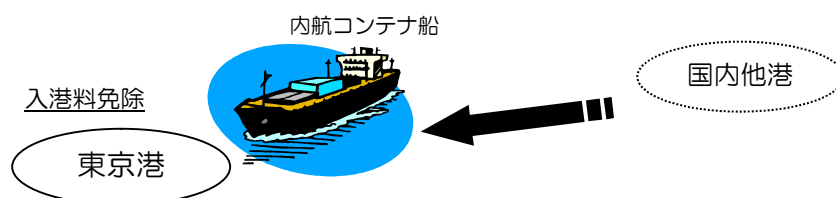
(2) 減免申請

- ①提出書類 入港料減免申請書
- ②提出期限 入港の都度、原則として5開庁日以内
- ③申請者 船社又は代理店（入港の届出書類と同一の申請者であること。）

(3) 留意事項

- ①登録申請は毎年度行うこと。
- ②登録した内容に変更がある場合は、その都度申し出るものとし、変更登録がなされていない場合は、原則として減免の適用外とする。

■事例



【参考】

協定締結港（八戸港）との間を運航する内航フィーダー船は、協定締結港においても、入港料が免除になります。※令和9年3月31日まで

はしけインセンティブ

登録されたコンテナ輸送はしけが、都があらかじめ指定した係留施設を一時的な待機目的で使用した場合に、係留施設使用料を75%減額する。

1. 減免の対象

係留施設(※)を一時的待機目的で使用したコンテナ輸送はしけ

※芝浦ふ頭B～Gバース、大井水産物ふ頭OJ、OKバース(令和6年4月1日現在)

2. 提出書類等

(1) 登録申請

- ①提出書類 はしけインセンティブ登録申請願(参考様式4)
- ②提出期限 原則として、当該はしけが初めて入港する3週間前まで
- ③申請者 コンテナ輸送はしけ運航事業者又は代理店
- ④申請手続 ア) 減免を受けたいコンテナ輸送はしけ運航事業者又は代理店は、上記期限までに「はしけインセンティブ登録申請願(参考様式4)」を、窓口である東京港管理事務所に提出し、登録を申請する。
イ) 東京港管理事務所から当該はしけの登録について、申請者に通知する。

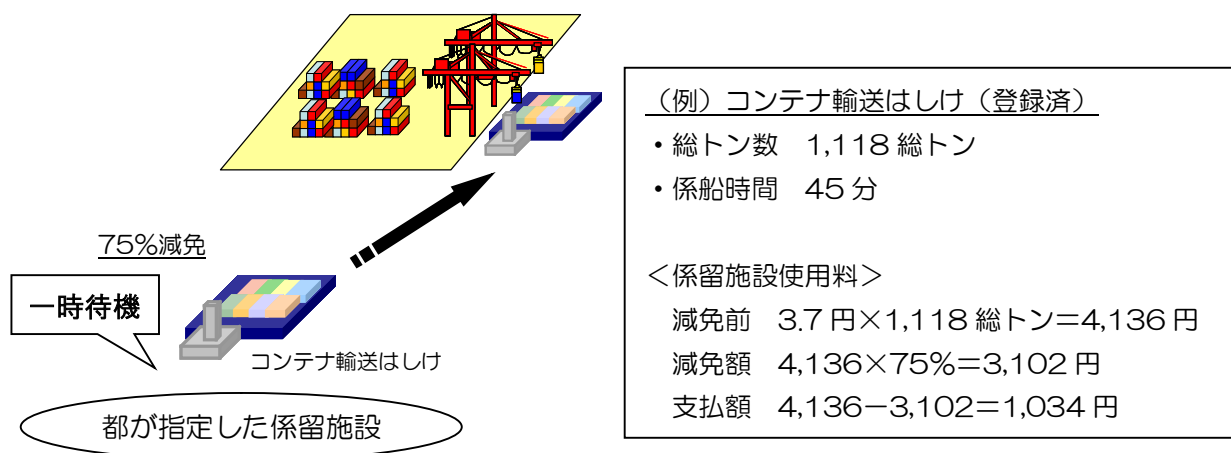
(2) 減免申請

- ①提出書類 係留施設使用料減免申請書
- ②期限 入港の都度、原則として離岸から5開庁日以内
- ③申請者 コンテナ輸送はしけ運航事業者又は代理店
(入港の届出書類と同一の申請者であること。)

(3) 留意事項

- ①登録申請は毎年度行うこと。
- ②登録した内容に変更がある場合は、その都度申し出るものとし、変更登録がなされていない場合は、原則として減免の適用外とする。

■事例



グリーンシップインセンティブ

WPSP (World Port Sustainability Program) が認証した船舶の ESI^{*} (Environmental Ship Index) 値に応じて、入港料を減額する。

1. 減免の対象

ESI 値 20.0 以上で、東京港に入港する船舶。

2. 減免率

ESI 値 20.0 以上 30.0 未満の場合には入港料を 30% 減額

ESI 値 30.0 以上 40.0 未満の場合には入港料を 40% 減額

ESI 値 40.0 以上の場合には入港料を 50% 減額する。

3. 提出書類等

① 提出書類 入港料減免申請書、WPSP が ESI 値を証明する書類 (CERTIFICATE) の写し

② 提出期限 入港の都度、原則として 5 開庁日以内

③ 申請者 船社又は代理店 (入港の届出書類と同一の申請者であること。)

④ 留意事項

ESI 値を証明する書類 (CERTIFICATE) の写しを提出する際に、ESI 値認証期間を過ぎたものはインセンティブの適用対象外となる。なお、認証期間については東京港へ入港した日本時間を基準とする。

(例) 認証期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日 ESI 値：25.0 の船舶が令和 6 年 10 月 1 日午前 2 時 (日本時間) に入港した場合はインセンティブの適用対象外となる。

事例

ESI 値に応じて
入港料 30~50% 減免

(例 1) 外航船 A

- ・総トン数 40,000 総トン
- ・ESI 値 25.0

<入港料>
 $2.7 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 総トン} \times 30\% = 32,400 \text{ 円}$
減免額：32,400 円

(例 2) 内航船 B

- ・総トン数 10,000 総トン
- ・ESI 値 25.0

<入港料>
 $1.35 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 総トン} \times 30\% = 4,050 \text{ 円}$
減免額：4,050 円

※ESI とは

船舶からの大気汚染ガス・温室効果ガスの排出削減を目的に、WPSP が環境負荷の少ない船舶を測定評価し、ESI 値を認証。その ESI 値に応じ、参加港湾等が各船舶に港湾費用の減免等のメリットを与えることで環境改善を促すプログラム。

ESI 制度の詳細については WPSP ホームページまで <https://sustainableworldports.org/>

LNG インセンティブ

LNG 燃料船及び LNG バンカリング船に係る入港料を免除する。

1. 減免の対象

① LNG を燃料とする船舶で東京港に入港する船舶

ただし、LNG を燃料とする船舶には、LNG 及び低硫黄燃料油を燃料とするデュアルフューエルエンジンで運航可能な船舶並びに当該船舶又は LNG を燃料とする船舶に引かれ、又は押されて航行する船舶を含み、LNG を運搬する船舶を除く。

② LNG 燃料を供給する船舶で東京港に入港する船舶

2. 提出書類等

(1) 提出書類

LNG バンカリング船	①入港料減免申請書 ②下記のいずれかの書類の写し ・国際液化ガスばら積船適合証書（IGC 証書）及び危険物取扱規程（危規則第 143 条の 2 に基づき地方運輸局長が承認したもの） ・船舶検査証書（船舶安全法第 9 条第 1 項に基づき管海官庁が交付したもの）
LNG 燃料船	①入港料減免申請書 ②下記のいずれかの証書（該当欄（§ 2.2.）及び有効期限がわかる箇所）の写し （全般）貨物船安全証書 または 貨物船安全構造証書 （客船）旅客船安全証書

(2) 提出期限

入港の都度、原則として 5 開庁日以内

(3) 申請者

船社又は代理店（入港の届出書類と同一の申請者であること。）

(4) 留意事項

Certificate（基準：日本時間）の認証期間が過ぎている場合は、LNG 燃料の利用が確認できない限り減免不可とする。

減免率及び必要書類については、京浜三港で同一の内容となっている。

水素インセンティブ

水素燃料船及び水素燃料電池船に係る入港料を免除する。

1. 提出書類等

- ①提出書類 入港料減免申請書
水素燃料船又は水素燃料電池船であることを証明する書類
- ②提出期限 入港の都度、原則として 5 開庁日以内
- ③申請者 船社又は代理店（入港の届出書類と同一の申請者であること。）

特記事項

1. 適用できる減免項目が重複した場合の取扱い

(1) 減免項目の適用の考え方

- 入港料一元化と国際競争力強化インセンティブが重複した場合には、一つの減免項目のみを適用する。この場合においては、原則として申請者からの申請があった方の減免項目を適用する。
 - 入港料一元化又はボリュウムインセンティブとグリーンシップインセンティブが重複した場合には、一つの料金について二つの減免項目を適用する。ただし、二つの減免項目を適用した後の減免合計額が当該インセンティブ適用前の入港料を上回る場合には、入港料を免除する。
- ※ 新規航路開設インセンティブ、フィーダー輸送インセンティブ及び別途実施している外航客船インセンティブについては、入港料を免除する制度のため、グリーンシップインセンティブとの重複適用はない。

<例1> 入港料一元化とボリュウムインセンティブが重複した場合

⇒入港料一元化又はボリュウムインセンティブのどちらかのみ適用

<例2> 入港料一元化とグリーンシップインセンティブが重複した場合

⇒入港料一元化及びグリーンシップインセンティブの両方を適用

ただし、インセンティブ適用前の入港料を上回る場合には、入港料を免除

(2) 減免額の計算

① 計算方法

入港料一元化又は国際競争力強化インセンティブとグリーンシップインセンティブが重複した場合は以下の方法により計算する。

<計算例1> ボリュウムインセンティブとグリーンシップインセンティブ（30%）

例：基本入港料：162,000円

減 免 額：

（ボリュウムインセンティブ） $162,000円 - (2.7 \times 50,000) = 27,000円$

（グリーンシップインセンティブ） $162,000円 \times 30\% = 48,600円$

（ 合 計 ） $27,000円 + 48,600円 = \underline{75,600円}$

<計算例2> 入港料一元化（3港寄り）とグリーンシップインセンティブ（50%）

例：基本入港料：27,000円

減 免 額：

（入港料一元化） $27,000円 \times 2/3 = 18,000円$

（グリーンシップインセンティブ） $27,000円 \times 50\% = 13,500円$

（ 合 計 ） $18,000円 + 13,500円 = 31,500円$

基本入港料を超えるため、入港料を免除する。

②端数処理

入港料一元化及びインセンティブの適用により、入港料に端数が生じた場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。

<計算例1>グリーンシップインセンティブ（40%）

例：基本入港料：26,281 円

減 免 額：26,281 円×40%=10,512.40 円

入 港 料：26,281 円－10,512.40 円=15,768 円（端数切捨）

<計算例>入港料一元化（3港寄り）とグリーンシップインセンティブ（30%）

例：基本入港料：26,281 円

減 免 額：

（入港料一元化）26,281 円×2/3=17,520.67 円

（グリーンシップインセンティブ）26,281 円×30%=7,884.30 円

（ 合 計 ）17,520.67 円+7,884.30 円=25,404.97 円

入 港 料：26,281 円－25,404.97 円=876 円（端数切捨）

2. 罰則

不正に減免を受けた者は、各条例の罰則規定により対応する。

（1）入港料

東京都入港料条例第9条

入港に関する事実を偽り、その他不正の手段により、入港料の徴収を免れた者には、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

（2）港湾施設使用料

東京都港湾管理条例第36条

偽りその他不正の手段により使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

3. その他

（1）手続きは東京港管理事務所で行う。

（2）入港料一元化及びインセンティブ制度に係る減免措置を受ける船の入港は、東京都入港料条例第3条第2項第2号の回数割引規定の適用を受ける入港回数に含むものとする。

東京港における NACCS からの入港料減免申請の受付について

1. NACCS 業務区分

業務	入港料減免・還付申請
業務コード	WER
書類名称	入港料減免申請書

2. 対象となる減免項目及び書類

対象となる減免項目	対象書類	NACCS による申請ができない書類	
入港料一元化	-		
はしけの入港料	-		
ボリュウムインセンティブ	減 免 申 請 書	一括申請の際の届出書	
新規航路開設インセンティブ		事前申請手続き	
フィーダー輸送インセンティブ		フィーダー輸送インセンティブ登録申請願	
グリーンシップインセンティブ		ESI 証明書類	
LNG インセンティブ		※LNG 証明書類	
水素インセンティブ		※水素証明書類	
上記項目以外の減免		-	

※LNG 証明書類、水素証明書類については P9 を参照ください。

3. NACCS 減免申請画面における減免情報の入力について

(1) 減免を受けようとする理由コードについて

P13【東京港入港料減免コード表】から該当する減免項目のコード番号を入力ください。

「減免を受けようとする理由欄」に当該減免コードの減免項目名称が反映されます。

(2) 減免を受けようとする理由について

申請画面の「備考」(最下段)に具体的内容(記入例は下表のとおり)を入力ください。

※入力画面の「減免を受けようとする理由」欄には入力できません。

本情報についても減免審査の対象となりますので、必ず入力するようお願いいたします。

減免項目	記載例
入港料一元化	寄港した京浜三港を順に記載してください。 例:「入港料一元化(東京港、川崎港、横浜港)」
ボリュウム インセンティブ	大型船(総トン数5万トン以上の船舶)であることを明示してください。 例:「ボリュウム 大型船」
グリーンシップ インセンティブ	グリーンシップ該当船であることを明示してください。 例:「ESI 値:〇〇」
LNG インセンティブ	LNG 燃料船又は LNG バンカリング船であることを明示してください。 例:「LNG 燃料船」「LNG バンカリング船」
水素 インセンティブ	水素燃料船又は水素燃料電池船であることを明示してください。 例:「水素燃料船」「水素燃料電池船」

【東京港入港料減免コード表(NACCS用)】

1桁目「1」：減免 (2：還付-対象外-)

理由コード	理由	根拠規定
TK25	外国籍客船	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TK26	東京港を船籍港とする客船のクルーズ	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TK30	都民クルーズA、都民見学会を実施する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TK43	離島航路整備法により航路補助金の交付を受け就航している船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第1号
TK44	海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第2号
TK45	国際親善の目的で国又は地方公共団体を公式訪問する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第3号
TK46	暴風雨、その他の災害により港外待避をして再入港する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第4号
TK47	傷病人の手当等のため緊急入港する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第5号
TK48	国又は地方公共団体が所有し、運航する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第6号
TK49	国又は地方公共団体が実施する社会教育活動、通商産業の振興活動等に従事する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第7号
TK50	知事が特に必要と認める船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TK51	知事が特に必要と認める船舶(入港回数に関するもの)	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TK57	東京港と川崎港、横浜港及び千葉港の間でコンテナ貨物を輸送するはしけ及び押し船で、共に一体となる構造及び機能を有している船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第8号
TK58	東京港と川崎港又は横浜港のいずれか一港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第1項第1号
TK59	東京港と川崎港及び横浜港の二港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第1項第2号
TK60	川崎港または横浜港から東京港に再入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TKB5	フィーダー輸送コンテナタイプの適用に該当する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TKB2	ポリウムインセンティブの適用に該当する船舶	東京都入港料条例第5条第2項
TKB3	新規航路開設コンテナタイプの適用に該当する船舶	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TKF1	グリーンシップインセンティブ(10分の3)の適用に該当する船舶	東京都入港料条例第5条第2項
TKF2	グリーンシップインセンティブ(10分の4)の適用に該当する船舶	東京都入港料条例第5条第2項
TKF3	グリーンシップインセンティブ(10分の5)の適用に該当する船舶	東京都入港料条例第5条第2項
TK1J	グリーンシップインセンティブ(10分の3)の適用に該当及び東京港と川崎港又は横浜港のいずれか一港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例第5条第2項及び同施行規則第3条第1項第1号
TK1K	グリーンシップインセンティブ(10分の3)の適用に該当及び東京港と川崎港及び横浜港の二港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例第5条第2項及び同施行規則第3条第1項第2号
TK1L	グリーンシップインセンティブ(10分の3)の適用に該当及びポリウムインセンティブの適用に該当する船舶	東京都入港料条例第5条第2項
TK2J	グリーンシップインセンティブ(10分の4)の適用に該当及び東京港と川崎港又は横浜港のいずれか一港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例第5条第2項及び同施行規則第3条第1項第1号
TK2K	グリーンシップインセンティブ(10分の4)の適用に該当及び東京港と川崎港及び横浜港の二港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例第5条第2項及び同施行規則第3条第1項第2号
TK2L	グリーンシップインセンティブ(10分の4)の適用に該当及びポリウムインセンティブの適用に該当する船舶	東京都入港料条例第5条第2項
TK3J	グリーンシップインセンティブ(10分の5)の適用に該当及び東京港と川崎港又は横浜港のいずれか一港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例第5条第2項及び同施行規則第3条第1項第1号
TK3K	グリーンシップインセンティブ(10分の5)の適用に該当及び東京港と川崎港及び横浜港の二港とに連続して入港するコンテナ船舶	東京都入港料条例第5条第2項及び同施行規則第3条第1項第2号
TK3L	グリーンシップインセンティブ(10分の5)の適用に該当及びポリウムインセンティブの適用に該当する船舶	東京都入港料条例第5条第2項
TKG1	LNGを燃料とする船舶が東京港に入港したとき	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TKG2	LNGを供給する船舶が東京港に入港したとき	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号
TKH1	水素を燃料とする船舶が東京港に入港したとき	東京都入港料条例施行規則第3条第2項第9号

減免申請書類様式 (P14-19)

別記

第1号様式 (第3条関係)

入 港 料 減 免 申 請 書	
年 月 日	
住所又は所在地 申請者 氏名・名称 連絡先 (法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)	
【 外 航 ・ 内 航 】	
申 請 者 コ ー ド	
港 湾 名	東 京 港
入 港 日	年 月 日
船 名 ・ 信号符字等	
総 ト ン 数	
入 港 料 の 額	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由 (具体的に記入すること。)	
備 考	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 添付書類を 記入に当たっては、 P12「3(2) 減免を受けようとする理由について」 に記載の記入例を参考にしてください。 </div>
東港運第 号	
減免する額	円
根拠規定	東京都入港料条例第5条第 項 東京都入港料条例施行規則第3条第 項第 号

1 太線内は、都において記入する。

2 入港料の減免を受けようとするものは、当該事実を証明する書類を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者名

ボリュウムインセンティブに係る届出書

下記の船舶について、ボリュウムインセンティブに係る入港料減免の適用をお願いいたします。

記

1 運航者

2 申請期間

(例) 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日 ※同一年度内の期間を記入

3 減免を受ける船舶の内容

航路名 (主な寄港地)	(例) 北米航路 (ロングビーチ・オークランド・東京・上海)					
使 用 ターミナル						
船 名						
総トン数						
配船間隔	(例) ウィークリー					

年 月 日

新規航路の概要について

東京港管理事務所長 殿

(所在地)
(名称)
(代表者名)
(担当者名)
(連絡先) ()

1 運航者 (協調配船する運航者を含む)

2 航路の名称及び内容

- ・ 航路名
- ・ 全寄港地
- ・ 着岸予定バース
- ・ 寄港頻度

3 運航開始 (予定) 日

4 投入船舶

船 名					
総トン数					
コールサイン					
寄港予定日					

5 本航路開設に伴い廃止される航路 (あり ・ なし)

- ・ 航路名
- ・ 運航者
- ・ 全寄港地
- ・ 着岸バース及び寄港頻度
- ・ 投入隻数

年 月 日

東京港管理事務所長 殿

所在地
名称
代表者名

フィーダー輸送インセンティブ登録申請願

フィーダー輸送インセンティブに関する対象船舶について、下記のとおり登録いたしたく、
よろしく申し上げます。

記

1 運航者

2 航路名（主な寄港地） （例）東北航路（東京・横浜・仙台・小名浜・八戸）

3 投入船

船名				
信号符号				
TEU				
G/T				

4 担当者連絡先

年 月 日

東京港管理事務所長 殿

所在地
名称
代表者名

はしけインセンティブ登録申請願

はしけインセンティブに関する対象船舶について、下記のとおり登録いたしたく、よろしく
お願いします。

記

- 1 運航者
- 2 航路名（主な寄港地）
- 3 投入船

船名				
信号符号				
TEU				
G/T				

- 4 担当者連絡先

＜本制度に関する問合せ先＞

東京都 港湾局 港湾経営部 振興課 物流企画担当
電話 03-5320-5549

＜手続きに関する問合せ先＞

東京港管理事務所 心頭運営課 海務担当
電話 03-5463-0221

＜NACCS システム操作に関する問合せ先＞

輸出入・港湾関連情報処理センター(株)ヘルプデスク
電話 0120-794550